

## 吹田市保育所等利用調整基準改正案の概要

### 1 改正の概要

保育所・認定こども園・家庭的保育事業等（以下「保育所等」）の利用にあたり、各世帯の保育の必要度を定める吹田市保育所等利用調整基準（以下「利用調整基準」）について、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものに改正するものです。

### 2 主な改正内容

#### （1）勤続年数加算の廃止

調整指数において、利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合1点、5年以上の場合2点（現行の世帯共通項目項番14・15）を加算していましたが、廃止いたします。

#### （2）基本指数の算定方法の変更

基本指数の細目の算定において、一週あたりの時間数によって算定していたものを、一月あたりの時間数によって算定を行うこととします。

#### （3）時短勤務取得者の指数算定方法の変更

時短勤務取得後の一週あたりの就労時間が35時間未満の場合は、時短勤務の時間を基に指数の算定を行っていたものを、一月あたりの実働時間（休憩時間を除く）が120時間未満の場合、時間短縮後の就労時間を基に算定を行うこととします。

#### （4）多胎児育児加算の新設

多胎児育児を行っている世帯について加算項目（骨子案の世帯共通項目5）を新設します。

#### （5）育児休業からの復職加算の新設

保護者が育児休業から復職する世帯について加算項目（骨子案の世帯共通項目15）を新設します。

### 3 改正予定時期

改正後の利用調整基準については、令和6年9月1日から施行し、令和7年度の利用調整から適用します。